○国土交通省告示第九百三十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮城県柴田郡村田町大字村田字西原一八七番七七から同県柴田郡村田町大字村田字七百刈一一番二まで	前	最小 二一	七、九〇七
		最大 二六三	
	後	最小 二一	
		最大 二六三	
仙台市太白区坪沼字境田六六番から同市太白区坪沼字稲塚東二番二まで	前	最小 二七	四五二
		最大 五九	
	後	最小 二八	
		最大 五九	
名取市高舘熊野堂字中沢後八〇番二から同市高舘熊野堂字中沢後八〇番二まで	前	最小 二六	四
		最大 二七	
	後	最小 二七	
		最大 二七	

○国土交通省告示第九百四十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
横手市百万刈字下根田三八番三から同市百万刈字下根田四八四番一まで	前	最小 三五	一二
		最大 三五	
	後	最小 二一	
		最大 二一	

○国土交通省告示第九百四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大仙市強首字上野台一三番一一から同市強首字上野台一三番一一まで	前	最小 一四七	七二
		最大 一四七	
	後	最小 一四七	
		最大 一四七	

○国土交通省告示第九百四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
茨木市紫明園七八五番一から同市紫明園七八五番一まで	前	最小 四四	八
		最大 四七	
	後	最大 四四	
		最小 四一	

○国土交通省告示第九百四十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2015	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　ＥＢＤ—ＥＮ07—2	スバル　ＥＢＤ—ＴＶ２	富士重工業株式会社　東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

○国土交通省告示第九百四十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G—2027	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＨＫ６ＡＥ７	スズキ　ＤＢＡ—ＭＫ21Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊒G—2028	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＨＫ６ＡＴ５	スズキ　ＣＢＡ—ＭＫ21Ｓ	〃
㊒G—2067	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＨＫ６ＡＥ12	〃	〃

○国土交通省告示第九百四十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、ＭＴＵ—Ｍａｒｕｂｅｎｉ株式会社から、申請者の名称を次のとおり変更した旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

1．変更する申請者の氏名又は名称及び住所

旧

ＭＴＵ—Ｍａｒｕｂｅｎｉ株式会社

新

エムティーユー・ジャパン株式会社

2．変更年月日

平成21年１月20日